

解体工事業追加に係る制度措置について (施行:平成28年6月1日)

1. 建設業法改正について (経過措置を含む)

●建設業法等の一部を改正する法律(平成26年6月4日公布)

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

背景

○近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、
ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。

○維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。 →維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】

- 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
→ 談合の防止
→ 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
→ 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大(下請金額による下限を撤廃)【入契法】
⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備^(※)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】 【入契法】 ※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】 【建設リサイクル法】

- 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
→ 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
→ 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

- ⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、 現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

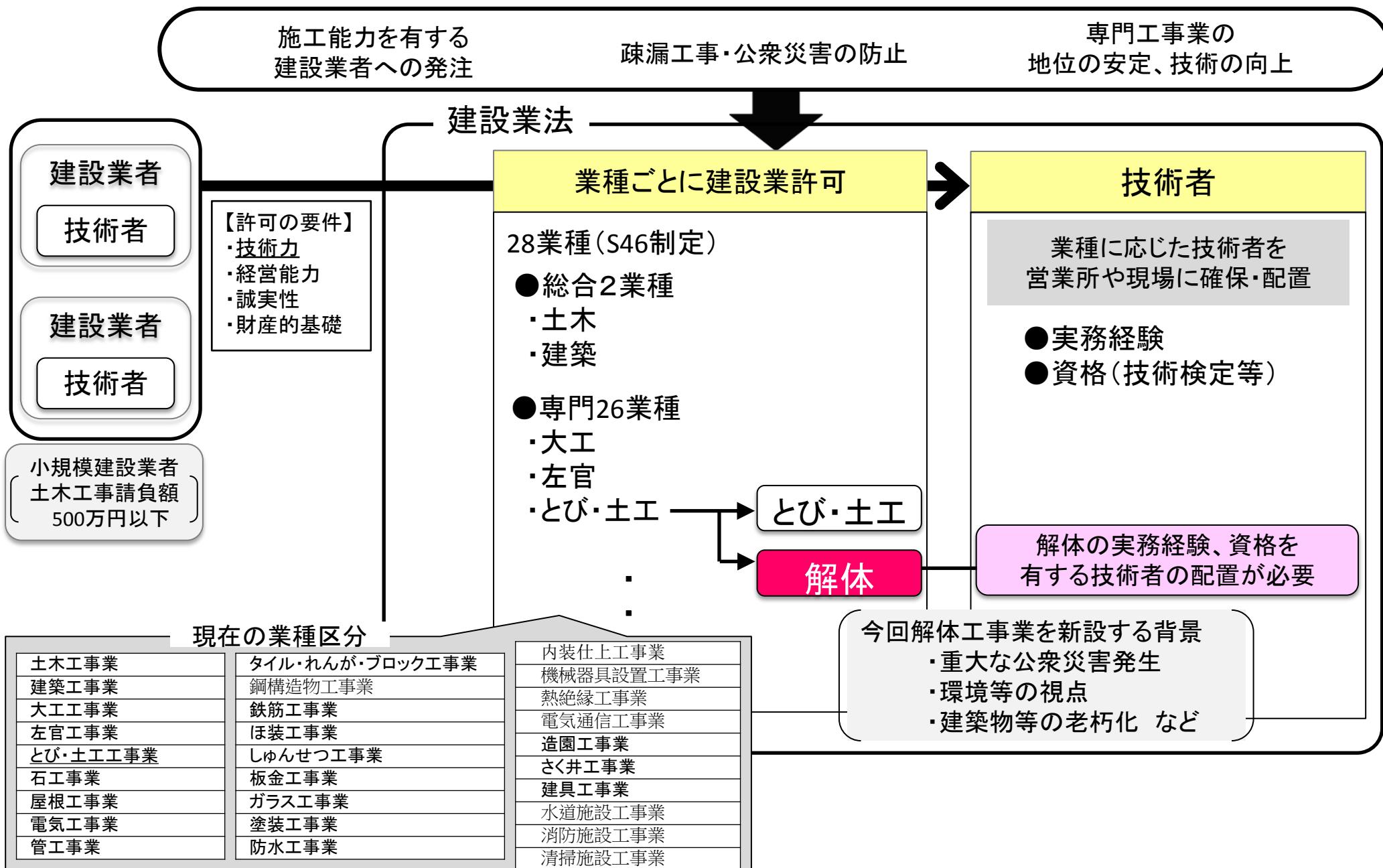
経緯

- 4/4 参議院本会議可決(全会一致)
➤ 5/29 衆議院本会議可決(全会一致)
➤ 6/4 公布

施行日

- 公布の日(H26.6.4)に施行 (③)
➤ H26.9.20に施行 (①)
➤ H27.4.1に施行 (②⑤⑥⑦)
➤ H28.6.1に施行予定 (④)

業種区分の新設について



○施行日

公布日（平成26年6月4日）から**2年**以内で政令で定める日

→**平成28年6月1日**

（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）

○経過措置

①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間**（**平成31年5月まで**）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。

（平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要）

②施行日前のとび・土工工事業に係る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなす。

解体工事の内容、例示、区分の考え方について

建設工事の種類 (建設業法別表第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 建設省告示第350号)	建設工事の例示 (平成15年4月3日 建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (平成14年4月3日 建設業許可事務ガイドライン)
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 <u>工作物の解体</u> ※等を行う工事 ロ)～ハ) (略)	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 <u>工作物解体工事</u> ※ ロ)～ハ) (略)	(略)
<u>解体工事</u> ※	<u>工作物の解体を行う工事</u> ※	<u>工作物解体工事</u> ※	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。</u>※

※ 平成28年6月1日から施行。

2. 技術者要件について

解体工事の適正な施工確保に関する検討会

解体工事の適正な施工を確保するため、解体工事に配置される技術者に求められる技術及び知識について検討を行うことを目的として設置。

<委員>

- | | |
|----------------|----------------|
| 朝吹香菜子 | 国士館大学理工学部准教授 |
| 笠井 哲朗 | 東海大学工学部教授 |
| ◎ 嘉納 成男 | 早稲田大学理工学術院教授 |
| 角田 誠 | 首都大学東京都市環境学部教授 |
| 湯浅 昇 | 日本大学生産工学部教授 |
| ◎座長 (五十音順、敬称略) | |

<開催経緯>

- ・平成26年8月～平成27年3月(計6回開催)
- ・平成27年6月3日 中間とりまとめ公表
- ・平成27年6月4日～7月6日 中間とりまとめパブリックコメント



<とりまとめ (平成27年9月16日) >

◆新たな解体工事の技術者資格

【監理技術者の資格等】

- ・ 1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））、実務経験※¹のいずれかの資格等を有する者

【主任技術者の資格等】

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士（土木）、2級建築施工管理技士（建築又は躯体）、とび技能士（1級又は2級）、建設リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士、実務経験※²のいずれかの資格等を有する者

※1 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

※2 解体工事に関し大卒（指定学科）3年以上、高卒（指定学科）5年以上、その他10年以上の実務経験を有する者

※3 土木施工管理技士、建築施工管理技士、技術士における既存資格者については解体工事の実務経験や関連講習の受講など施工能力の確認が必要

※4 とび技能士（2級）については、合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験が必要

解体工事業の技術者要件

●監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・1級土木施工管理技士※1
- ・1級建築施工管理技士※1
- ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門(建設))※2
- ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

●主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・監理技術者の資格のいずれか
- ・2級土木施工管理技士(土木)※1
- ・2級建築施工管理技士(建築又は躯体)※1
- ・とび技能士(1級)
- ・とび技能士(2級)合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・登録解体工事試験
- ・大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

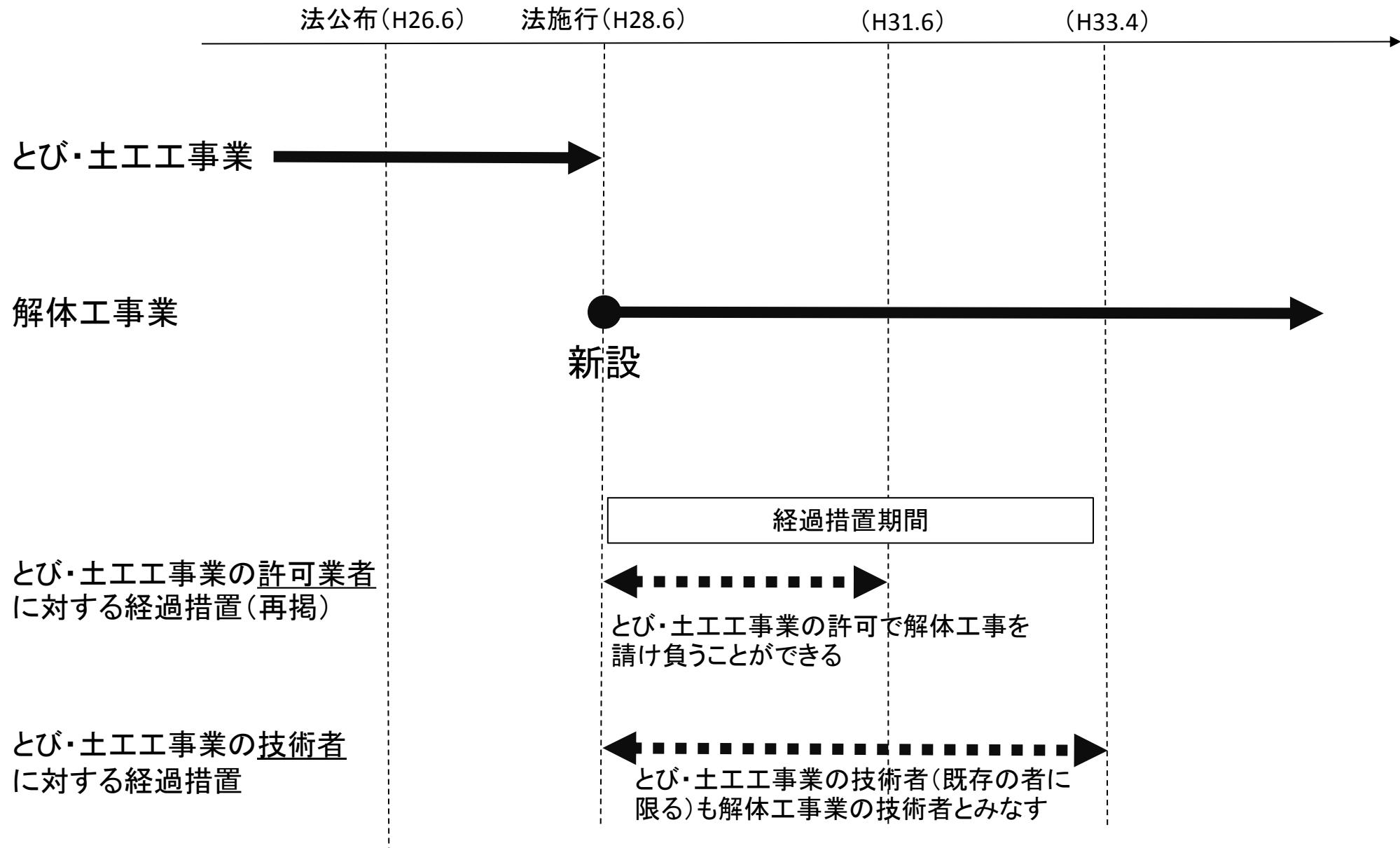
※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

※2 当面の間、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

●主任技術者の資格等(追加)

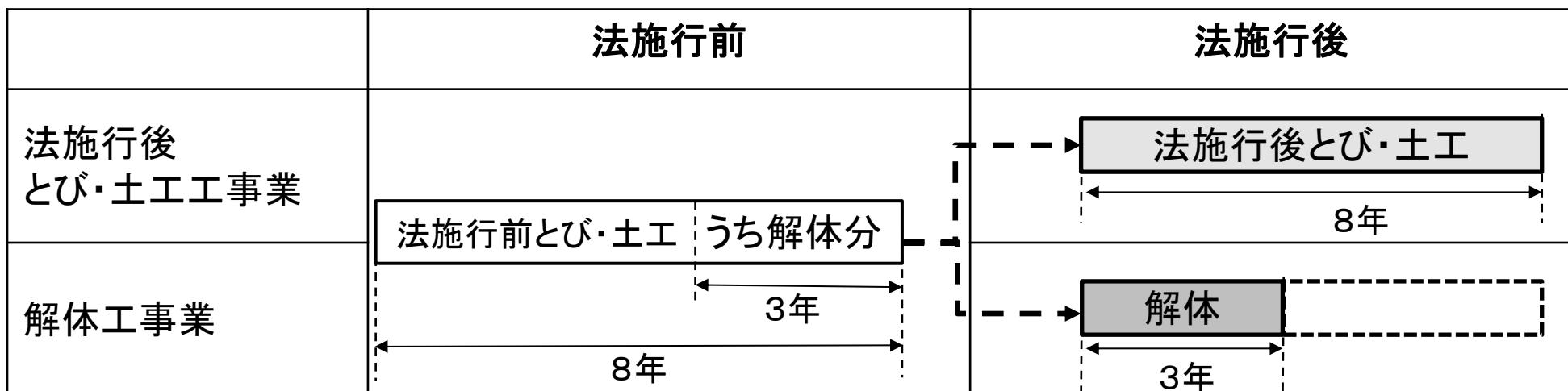
- ・とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し十二年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し八年を超える実務の経験を有する者

とび・土工工事業の経過措置について



- ◆新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とする。
- ◆解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事に係る実務経験年数※とする。

法施行前、法施行後の実務経験の算出例



※解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とする。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

(注意)実務経験のみで技術者となる場合は、技術者要件を満たす実務経験年数が必要。

登録解体工事講習について

登録解体工事講習の内容

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令に関する事項
解体工事の工法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
合計時間	3. 5時間以上

登録解体工事講習修了証の様式

登録解体工事講習修了証 (修了証番号 第 号)	
氏名 (生年月日 年 月 日)	
この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第 号）附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を修了した者であることを証します。	
修了年月日	年 月 日
登録講習実施機関代表者 印 (登録番号 第 号)	

※平成28年6月1日より登録講習申請開始、
登録後順次、官報公告を行う。

3. 経営事項審査について

- 業種区分「解体工事」の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査を新設。
- 法施行後3年間（平成28年6月1日～平成31年5月31日まで）に限り、経営事項審査についても経過措置を規定。

「解体工事業」に係る経営事項審査の欄を新設

◆経営事項審査において、許可業種ごとに異なる数値を記載するのは以下の赤字の審査項目◆

経営規模

完成工事高

自己資本比率等

経営状況

技術力

その他審査項目（社会性等）

$$\text{総合評定値}(P) = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

の
解
体
工
事
業
では

① **解体工事の完成工事高** について申請

② **解体工事の元請完成工事高**
③ **解体工事の技術職員数**

について申請

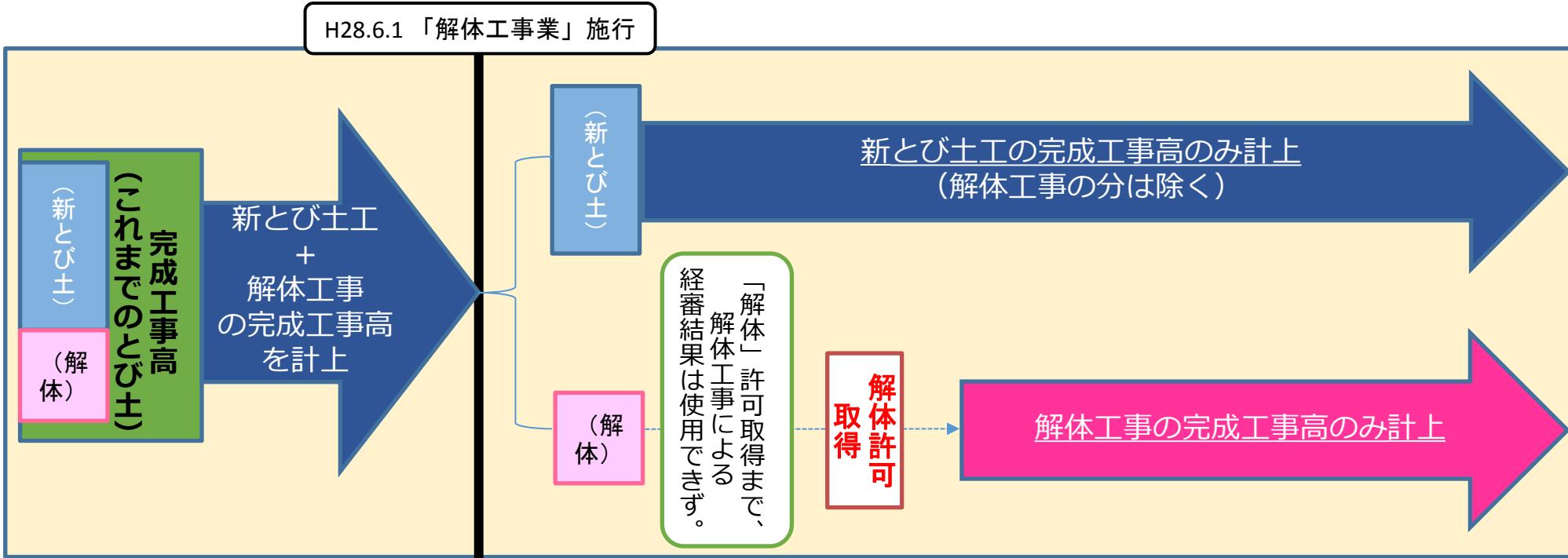
経営事項審査の経過措置（平成28年6月から3年に限る）

- 改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出し、通知を行う
- 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなす（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認める）

経過措置期間中に限り、**とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）を使用し、これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出可能とする**

解体業追加による経営事項審査の変化

- ◆ 法施行後、これまでのとび・土工工事業の完工工事高は、解体工事を除くとび・土工工事業(新とび・土工工事業)と解体工事業に分けて計上する必要があるため、とび・土工工事業の経審結果(P値)に変動が生じる可能性がある。



想定される主な変化

【完工工事高について】

これまで、「とび・土工・コンクリート」に含まれていた
「解体」の完工工事高を分離

⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の完工工事高が減少

【技術職員数について】

技術職員として申請できるのは1名につき2業種までであることから、
「とび・土工工事業」の技術職員としてカウントしていた職員の一部
を「解体工事業」の技術職員として置き換え。
⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の技術職員数が減少

法施行後の経営事項審査結果通知書(現行～経過措置～完全施行)

- ◆ 法施行後、「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄が追加され、完全施行後に「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」が削除される。

現在

H28.6.1

経過措置
期間

H31.6.1

完全施行

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点(Z)	
			年平均	評点(X ₁)	元請完成工事高		技術職員数				
					年平均	一級	(講習受講)	基幹	二級		
	土木一式 〔プレストレストコンクリート構造物〕										
	・										
	とび・土工・コンクリート 〔法面処理〕										
	・										
	清掃施設										
	その他の										
	合計										

解体工事を含む
「とび・土工・コンクリート」

土木一式 〔プレストレストコンクリート構造物〕										
・										
とび・土工・コンクリート 〔法面処理〕										
・										
清掃施設										
解体										
とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)										
その他の										
合計										

解体工事を除いた
「とび・土工・コンクリート」

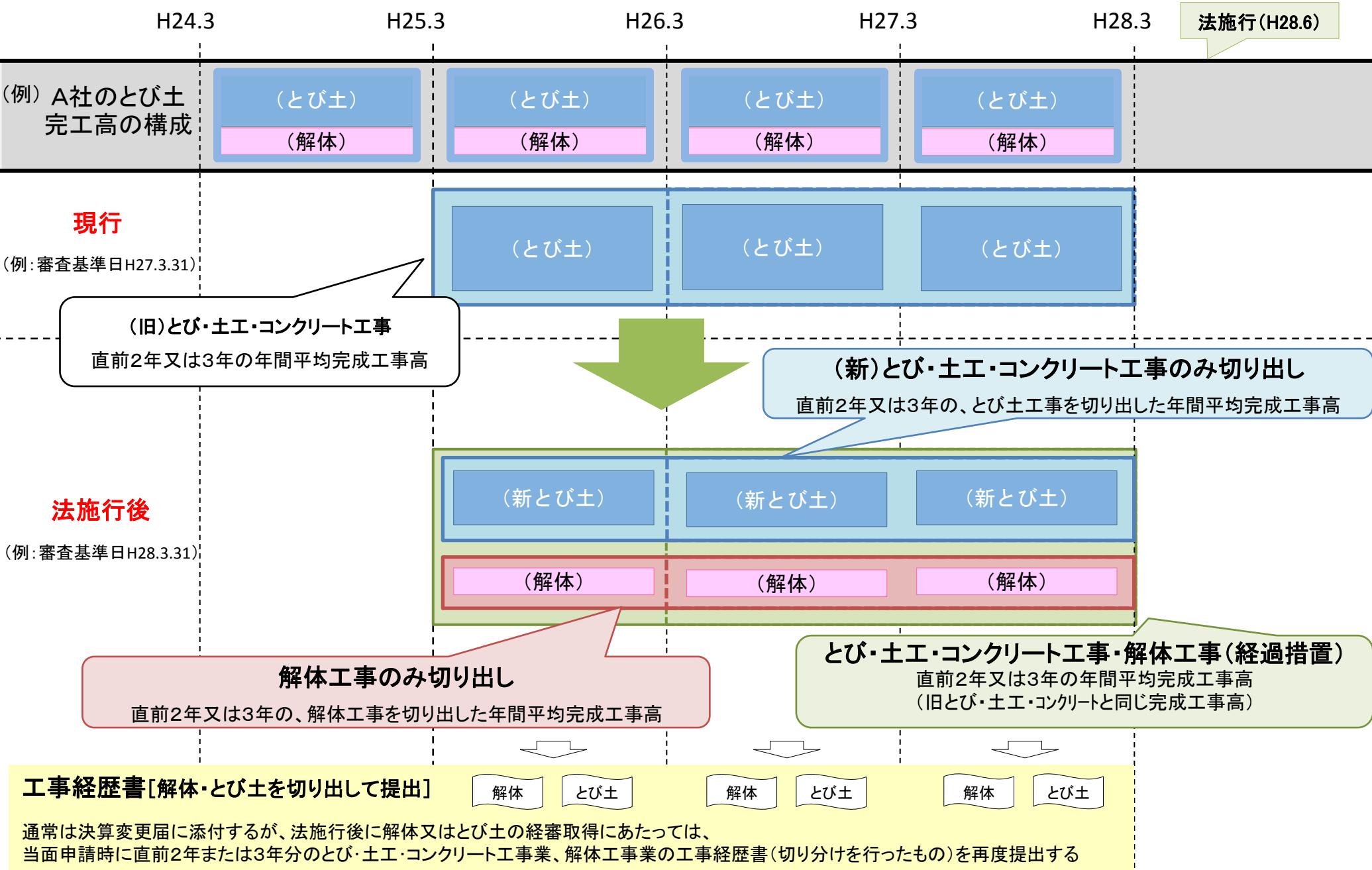
「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄が追加される

土木一式 〔プレストレストコンクリート構造物〕										
・										
とび・土工・コンクリート 〔法面処理〕										
・										
清掃施設										
解体										
とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)										
その他の										
合計										

解体工事を除いた
「とび・土工・コンクリート」

「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」
の欄が削除される

解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて



経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の完工工事高)

- ◆法施行後は、「とび・土工・コンクリート」の欄には、解体工事を除くとび・土工工事業の完工工事高を、「解体」の欄には解体工事の完工工事高を記入。
- ◆「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄には、「とび・土工・コンクリート」と「解体」の完工高を合算した値を記入。

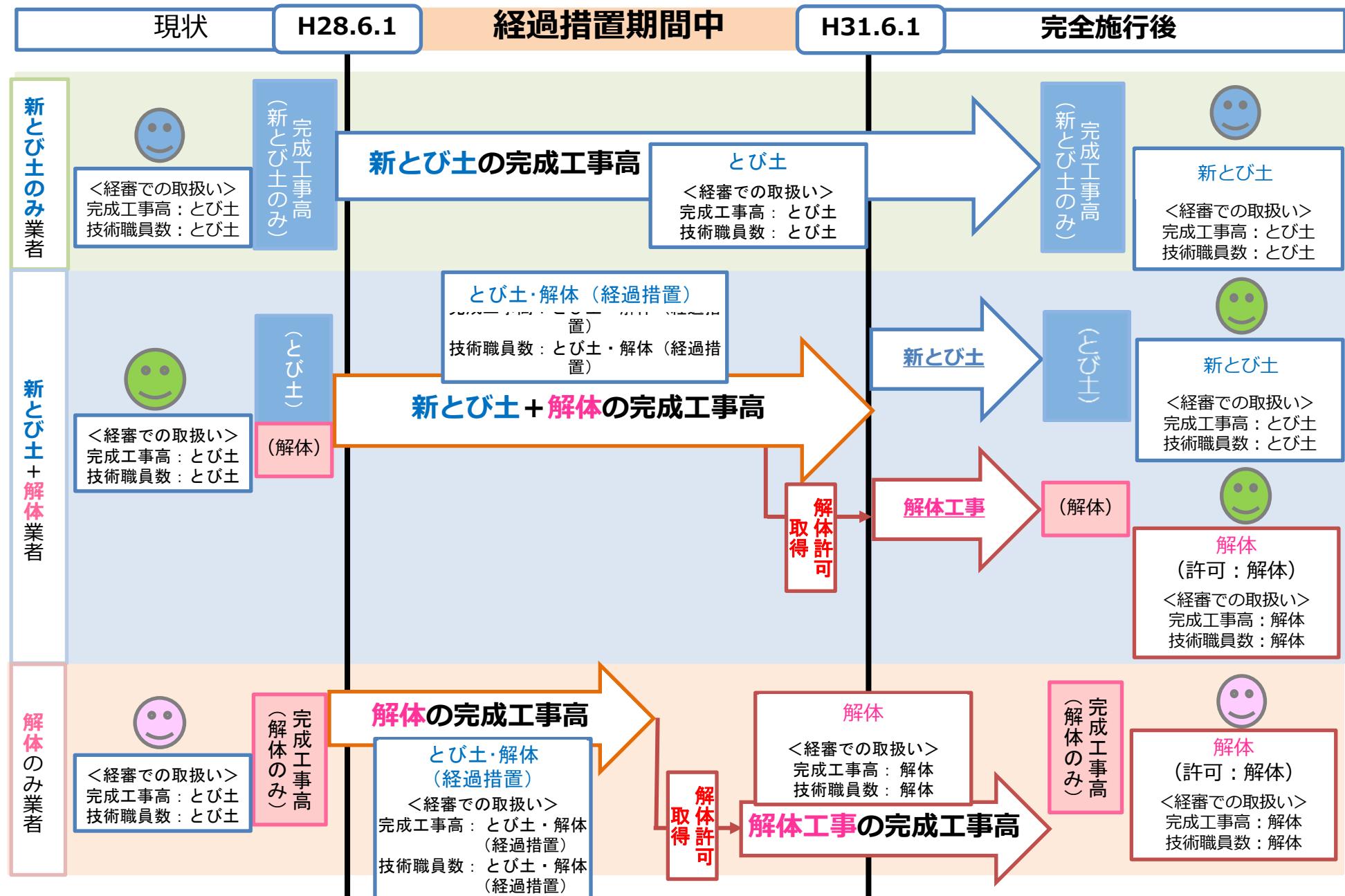
許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完 成 工 事 高		元請完成工事高及び技術職員数					評点(Z)	
			年平均	評点(X ₁)	元請完成工事高		技術職員数				
					年平均	一級 (講習受講)	基幹	二級	その他		
	土木一式 プレストレストコンクリート構造物		100,000		100,000						
①	とび・土工・コンクリート 法面処理		● 100,000		● 70,000						
②	清掃施設										
③	解体		● 30,000		● 0						
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)		→ 130,000		→ 70,000						
	その他の 合計		230,000		170,000						

**解体工事を除いた
「とび・土工・コンクリート」**

**「とび・土工・コンクリート」と「解体」を
合計した完工工事高**

- ✓ 法施行前にとび・土工工事業で請け負った完工工事高については、法施行後の新とび・土工工事業又は解体工事業のいずれかに分類し、それぞれ「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の欄に記入。
- ✓ 「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の完工工事高は、旧とび・土工工事業の完工工事高と同じとなる(完工工事高:③=①+②)。

経営事項審査の取扱いについて(算出される経審点数の例)



経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の技術職員数) ①

- ◆現行は、1人の技術職員に対し、2業種まで申請することができる。
- ◆経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)に限り、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2つを選んだ場合のみ、その他1業種を追加で申請することができる。

現行

区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					
			年平均	評点(X ₁)	元請完成工事高	技術職員数			評点(Z)	
					年平均	一級	(講習受講)	基幹	二級	
	土木一式 プレストレストコンクリート構造物					1				
	・									
	・									
	とび・土工・コンクリート 法面処理					1				
	・									
	・									
	・									

【現行】
1人の技術職員に対し、
2業種まで申請可能

経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事			技術職員数	評点(Z)
			年平均	評点(X ₁)	元請完成工事高	年平均	一級		
	土木一式 プレストレストコンクリート構造物						1		
	・								
	・								
	・								
	とび・土工・コンクリート 法面処理						1		
	・								
	・								
	・								
	清掃施設								
	解体						1		
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)							1	

【経過措置】
「とび・土工・コンクリート」及び
「解体」の2業種を選択した場合に限り、その他1業種を追加で申請可能。

【経過措置】
「とび・土工・コンクリート」又は
「解体」を比較し、点数の高い方が自動的に反映される

1人の技術職員に対して3業種申請できない例

- ✓ 下記の場合、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」を選択していないため、3業種に申請することはできない。

※3業種申請できるのは、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の両方を申請した場合のみ

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点(Z)	
			年平均	評点(X ₁)	元請完成工事高		技術職員数				
					年平均	一級	(講習受講)	基幹	二級		
	土木一式					1					
	プレストレストコンクリート構造物										
	・										
	・										
	とび・土工・コンクリート					1					
	法面処理										
	・										
	・										
	舗装					1					
	・										
	清掃施設										
	解体										
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1					



「とび・土工・コンクリート」には
申請しているが、「解体」
には申請していない。

「とび・土工・コンクリート」及び「解体」
の2業種を選択していないため、
3業種申請できない。

技術職員点数について

◆5点の資格については、監理技術者資格者証の交付を受けた場合6点となる。

資格区分			土	建	…	と	…	解	
建設業法	技術検定	1級建設機械施工技士	5			5		5	
		2級建設機械施工技士 (第1種～第6種)				2		2	
		1級土木施工管理技士	5			5		5	
		2級土木施工管理技士	種別 薬液注入	土木		2		2	
		1級建築施工管理技士		5		5		5	
		2級建築施工管理技士	種別 躯体	建築	2		2	2	
民間資格		地すべり防止工事（実務1年）				1		1	
		解体工事						2	
技術士法	技術士	建設・総合技術監理（建設）	5			5		5	
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5			5		5	
		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5			5		5	
		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5			5		5	
		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5			5		5	
開発促進能力	技能検定	とび・とび工（1級）				2		2	
		とび・とび工（2級＋実務3年）				1		1	
		型枠施工（1級）				2		2	
		型枠施工（2級＋実務3年）				1		1	
		コンクリート圧送施工（1級）				2		2	
		コンクリート圧送施工（2級＋実務3年）				1		1	
		ウェルポイント施工（1級）				2		2	
		ウェルポイント施工（2級＋実務3年）				1		1	
実務経験		実務経験を有する者				1		1	

※赤字の点数は、平成28年5月31日までにとび・土工工事業の技術者要件を満たしている者に対する点数。

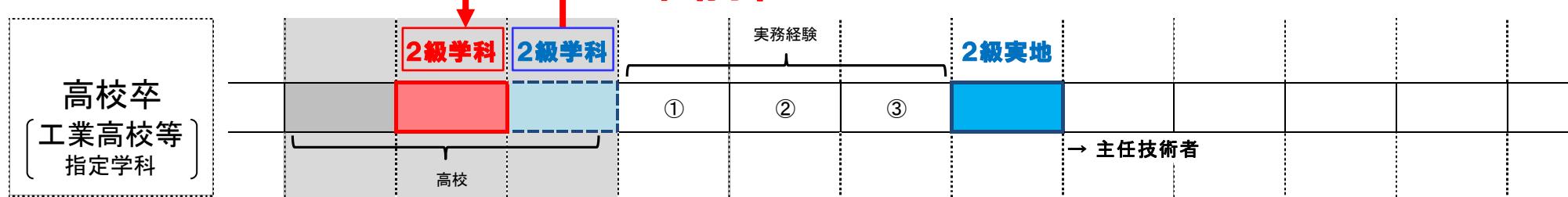
技術者要件の経過措置期間(平成33年3月31日まで)に限り加点することができる。

4.技術検定の受検資格緩和について (施行:平成28年4月1日)

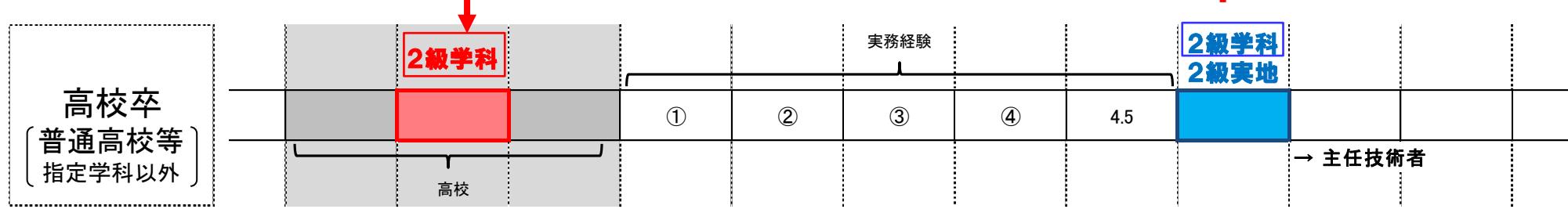
○全ての受検者に対し2級学科試験の受験に実務経験を不要とし、早期受験が可能

15才 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26

1年前倒し



7年前倒し



5. 資格者証と講習修了証の統合について (施行:平成28年6月1日)

監理技術者資格者証と監理技術者講習

- 元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければならない。(建設業法第26条第4項)
- 選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

氏名	年月日	生本籍
住所		
写真	初回交付年月日	交付年月日
	交付番号第	号
監理技術者資格者証		
平成年月日まで有効		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大工と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通圖井戸水消清	
有・無		

(表面)

(裏面)

備考

監理技術者講習修了証

修了証番号 第 号

写真

本籍 氏名

(生年月日 年月日)

この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。

修了年月日 年月日

登録講習実施機関代表者 印

(登録番号 第 号)

(裏面)

注意事項

- 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

改善後の監理技術者資格者証

氏名	年月日	生本籍
住所		
写真	初回交付年月日	交付年月日
	交付番号第	号
監理技術者資格者証		
平成年月日まで有効		
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者		
所属建設業者	許可番号	
有する資格		
建設業の種類	土建大工と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通圖井戸水消清	
有・無		

統合

(表面)

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号: 第 号 修了年月日:
	氏名: 生年月日:
	講習実施機関名: 印
資格者証備考	

*講習修了者がラベルを貼る又はCEで修了情報を確認出来た場合は印字